平成２７年（フ）第８２６１号
東京都品川区荏原６丁目10―７―502
債務者　岡部　尚嗣
1　決定年月日時　平成27年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８２６２号
東京都八王子市高倉町35―１―101
債務者　町　　麗理（旧姓大澗）
1　決定年月日時　平成27年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８２６３号
東京都足立区鹿浜７丁目13―２―303
債務者　菊地　泰秀
1　決定年月日時　平成27年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８２６４号
東京都新宿区上落合３丁目12―８―401
債務者　村上　綾子（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成27年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８２６５号
埼玉県さいたま市南区南浦和３丁目31―５―302
債務者　似鳥　芳恵
1　決定年月日時　平成27年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８２８７号
東京都渋谷区幡ヶ谷１丁目11―11―203
債務者　鵜崎　和久
1　決定年月日時　平成27年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８２８９号
東京都千代田区麹町３丁目１―８―303
債務者　高山　道夫
1　決定年月日時　平成27年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８２９３号
東京都新宿区北新宿４丁目25―12　ラブリハイツ北新宿Ⅱ　101
債務者　梅原　雅樹
1　決定年月日時　平成27年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８２９４号
東京都多摩市関戸５丁目６―８―402
債務者　千葉江理子
1　決定年月日時　平成27年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８３００号
東京都北区赤羽台３丁目３―14―202
債務者　外谷　久美
1　決定年月日時　平成27年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８３０２号
東京都大田区大森本町１丁目９―１―701
債務者　小松婦民江
1　決定年月日時　平成27年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８３０４号
東京都八王子市南大沢５丁目３―１―405
債務者　エディ礼衣
1　決定年月日時　平成27年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８３０５号
東京都国立市北３丁目38―１―３―303
債務者　堂園　　勝
1　決定年月日時　平成27年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８３０７号
東京都多摩市愛宕３丁目４―１―513
債務者　新谷　幸子
1　決定年月日時　平成27年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８３２１号
東京都品川区南品川２丁目６―２―201
債務者　滝口　暁子
1　決定年月日時　平成27年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８３２２号
東京都足立区足立３丁目22―14―203
債務者　塩沢　伸一
1　決定年月日時　平成27年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部